

【研究ノート】

17世紀中葉イングランドにおける 帰化制度と法的地位取得者

中 川 順 子

Naturalization and Denization in England, 1660 – 1679

Junko NAKAGAWA

要旨

It seems that the Civil War and the Interregnum did hardly contribute to little fundamental transformation of the naturalization system in England, although the political and social upheaval of the 1640s and 1650s caused a sharp decrease in number of acts for naturalization and patents for denization. In 1660, the accession of King Charles and the commencement of the Restoration led to resuming grants of naturalization and denization.

The aim of this paper is to illuminate the details of those who gained these statuses, during two decades of the Restoration by examining the source, the *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England, 1603-1700*. Naturalization had traditionally applied to individuals, most often foreign-born children of Englishmen and women rather than aliens. The Restoration reinforced this tendency. In conclusion, however, the finding of the analysis will indicate that from the 1660s the ranks of naturalized aliens gradually commenced to broaden, with the growing inclusion of private naturalization acts for individual foreign born aliens.

キーワード：Naturalization, denization, the Restoration, Englishness, foreign-born children

1. 問題の所在

1660年、チャールズ1世の遺児で大陸に亡命していたチャールズ2世がイングランドに国王として迎えられた。このことにより、1649年のチャールズ1世処刑以降11年間続いたイギリス史上唯一の共和政に終止符が打たれ、君主政が復活した。共和政から君主政への体制変化は、近世イングランドにおける帰化制度、外国人の法的地位、自己と他者の境界画定にいかなる影響を及ぼしたのか。

大陸から宗教難民が大量流入した16世紀後半と17世紀後半にその関心が集中している移民研究において、外国人の法的地位は中心的なテーマではない。稀少な研究としては、16世紀後半を中心としたL.LuuやI.Scoloudiの研究を挙げることが出来る¹。17世紀に関しては、1685年のナントの勅令廃止前後に、イングランドに逃れてくる移民が増加すること、時期を同じくして一般帰化法成立に向けて

の議論が本格化することから、1680年代以降に帰化研究の焦点が当てられてきた²。その一方で、近代国籍法研究においては、近代国籍法の歴史的端緒として、17世紀の制度史の変遷の重要性は指摘されてきた³。しかしながら、1680年以前については、流入する移民数の減少ゆえに、外国人の法的地位にかかる問題や帰化取得者の実態に関しては、十分な研究がなされているとは言えない⁴。とりわけ、王政復古当初の20年については、制度上の転換が認められないことを根拠に、帰化制度の評価のみならず、帰化やデニズン取得者についても、看過されてきた。共和政から王政復古への体制変化は、取得者の動向にいかなるインパクトを与えたのか。それは、17世紀後半に展開される一般帰化法にかかる議論とどのような相互作用を及ぼすのか。17世紀前半の帰化制度の変遷と帰化、デニズン取得者に関しては、すでに別稿にて明らかにした⁵。17世紀の帰化とナショナリティの問題を体系的、通時的に理解するためには、研究の空白域となっている王政復古当初の20年の帰化やデニゼーションについても明らかにされなければならない。18世紀初頭に成立する「プロテスタントのための一般帰化法⁶」をめぐる議論を考えるにあたって、帰化やデニズンの取得者に関する情報は不可欠である。上記の研究動向を踏まえ、帰化やデニズンに関して参照すべき基本史料である W.A.Shaw によって編纂された *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England, 1603-1700*⁷ の予備的分析を通じて、王政復古初期の帰化取得者やデニズン⁸の実態の一端を明らかにすることを本稿の目的とする。

2. 17世紀前半の帰化とナショナリティをめぐる制度史の変遷

史料の分析結果とその検討の前に、前提となる17世紀の帰化とナショナリティに関する制度史上の変化を確認する。近世イングランドにおいて、外国人には政治的・経済的活動の制限が課せられていた。その不自由を解消する手段が帰化であり、デニゼーションであった。帰化は、そのための個別法が議会を通過することによって認められるものである。帰化によって、その人物は生まれながらのイングランド人と同等の権利を享受することが可能であった。一方、デニゼーションは、国王大権による開封勅許状に基づいて認められる法的地位であり、外国人と帰化した外国人の中間的存在、在留許可に近いものであった。国王大権によるため、時の事情に応じて勅許状に記載される付帯条件違いが生じた。そのため、デニゼーションにその時々々の社会情勢、移民政策や対外政策がより反映されやすい。ただし、16世紀段階では帰化は12件のみで、帰化とデニゼーションの違いは明確ではなかった。残りはすべてデニゼーションであった⁹。

帰化とデニゼーションの区別が明確になった契機は、1603年にイングランドとスコットランドとの間に成立した同君連合であった。もとより「生まれながらのイングランド人」とは誰なのか。「生来の臣民 (natural born subject)」とは、中世以来イングランド国王の領土内において出生した者、国王に対して忠誠を誓う者であった。国王の領土内に出生した者は、国王に対し生来の忠誠義務を有しており、その忠誠義務をもって臣民と法的に理解されていた。国に帰属する者、ナショナリティを有する者とは、まさに「国王の臣民 (king's subject)」であった¹⁰。同君連合成立後、イングランドにおいては、スコットランド人のナショナリティが問題となり、1607年には両王国国民の法的地位の統一と1603年以前出生スコットランド人の一斉帰化が議会において議論の俎上にあげられた¹¹。この問題は、1607年のカルヴィン訴訟(裁判)にて決着に至る。これは、1606年にスコットランドで生まれたロバー

ト・カルヴィンに、イングランドにある所領の訴訟権と保有権が認められるか否か、が争われた裁判である。翌年の判決で、カルヴィンはイングランドにおいて生来の臣民と認められた。その一方で、1603年以前にスコットランドで出生した者は外国人となり、帰化をしなければ、イングランドにおいて生来のイングランド人同様の権利は享受できないこととなった。この判決によって、生来の臣民の規定条件として、国王の領土内での出生、出生の時間、その時点での両親の国王への服従が再確認された¹²。同君連合の成立は、ブリテン内に異なる国の成員ではあるが、一人の君主のもとで共にその「臣民」となる、帰属する国・ネイションと臣民とが多面的であるという状況をもたらした¹³。帰化は、1603年以前に出生したスコットランド人や外国人を臣民に統合するための手段として、海外に出生したイングランド人の子どもの復権のための手段として、その重要性と機能性を増すこととなり、これ以降、デニゼーションとの差別化が進行する。

17世紀前半において、帰化とナショナリティに関する重要な変化は、1609年に「帰化する者、もしくは私権剥奪からの回復をする者はすべて、まず聖餐を受け、さらに忠誠の宣誓および国王至上の宣誓を行うべきことを定める法」が制定されたことである。この法の制定によって、18歳以上で帰化を希望する者は、当該目的の法案が提出される1ヶ月前までに聖餐式を受けなければならなかった。また、その法案が議会の第2読会にかかる前に、国王至上ならびに忠誠の宣誓を行わなければならなかった。帰化が恩寵によるものではなく、この王国において現在制定された宗教（国教）に基づいて授与されることが適切であるということが法の制定理由であった¹⁴。J.H.Kettnerは、この法の目的が帰化からカトリックを排除し、ひいてはユダヤ教徒や非キリスト教徒への差別待遇にもあったと指摘している¹⁵。しかしながら、この法は厳格な非国教徒にとっても、帰化への障壁となりうるものであった。この法によって、プロテスタント、より厳密に言うのであれば、国教徒である（になる）ことが、臣民になるために求められたのである。信仰がナショナリティのための要件とされたのだ。

出生と忠誠の原則に基づく「国王の臣民」原則を揺るがす出来事が勃発したのが、1640年代である。それは1642年以降の「内乱」であり、その帰結としての1649年の国王チャールズ1世の処刑に伴う王政の廃止と共和政の成立である。議会は、1649年1月に国王チャールズ1世の処刑、同年3月に君主政と貴族院の廃止を認める法を通過させた。それに先立ち2月に議会は、忠誠の宣誓、国王至上の宣誓を撤廃する法と、特権都市やバラの市民にコモンウェルスに対して忠誠宣誓を求める法を通過させている¹⁶。この段階で国王に代わる新たな忠誠宣誓の対象として、コモンウェルスが導入された。これは、個人からコモンウェルス、(複合)国家といったより大きな組織体に忠誠の対象を移すこと、その可能性を意味した¹⁷。それはコモン・ローに基づく臣民規定の根幹を揺るがし、それに変更を迫るものであった。しかし、同年5月19日、議会法はイングランドが「国王と貴族院のない……コモンウェルスにして自由国に統治される」、イングランド人民は、「このネイションの至上権力者によって、議会の人民の代表によって統治される」ことを定めている¹⁸。この法により、忠誠宣誓の対象は、コモンウェルスから、議会に任命された「イングランドの自由の擁護者たち」という小集団への書き換えがなされた¹⁹。さらに、オリバー・クロムウェルの護国卿就任後は、デニゼーションのための開放勅許状は彼の名前で発布され、帰化に最終段階で同意をするのも護国卿となった²⁰。最終的に、臣民の忠誠宣誓対象は、再び国政の最高権力者という個人に帰着したのである。

1660年、王政復古により先の一連の法案は撤廃された。結果として、ナショナリティを国王（もしくは護国卿）という特定の個人以外の別のものに結びつける機会は失われた。法制度史上、共和政は

削除され、チャールズ2世は1649年に王位を継承したとみなされた。カルヴィン訴訟の判決は、その判決が出されて以降約200年間にわたって、ナショナルリティの原則として維持された²¹。短命の共和政は、臣民規定だけではなく、帰化システムや外国人に対する法的地位の在り方にも本質的な修正を迫ることのないまま、終焉を迎えることとなった。もっとも、仮にプロテクター政権が存続しても、本質的な変化はなかったであろうと、A. Dummett と A. Nicol は主張している²²。国籍法のコンテキストにおいて、「内乱」に関する言及が皆無に等しい、あるいはその評価が低いこと背景には上述の事情がある²³。しかしながら、体制の変化は帰化やデニゼーションのあり方に全く無関係であったのだろうか。次節では、史料分析を通じた法的地位取得者の実態から、帰化やデニゼーションに見られる社会変化の影響を明らかにする。

3. 王政復古開始後20年間の帰化取得者とデニズン

(1) 帰化

1660年から1679年までの間に議会を通過し、個別法となった帰化法は30件、人数は単純にカウントするならば、457人である。1660—1664年が16件（279人）、1666—1669年が5件（42人）、1670—1674年が3件（34人）、1675—1679年が6件（101人）である。1660年が6件（101人）と最も多い。1660年代で21件、全体に占める人数は約7割となる²⁴。16世紀が12件、1603—1649年の王政期には64件（162人）、共和政期が8件（200人）であった。17世紀前半、とくにジェイムズ1世の治世において、帰化する者の多くは、1603年以前に出生し国王の南下に随行した宮廷関係者（とその家族）のスコットランド人であった²⁵。

人数が最も多い1660年を例に1660年代の帰化の特徴をみてみよう²⁶。外国出生で某の子どもと記載されている者が全体の9割である。娘（妹）は18名ほどで、残りは男性（息子）である。外国出生で現在はイングランド人の妻として記載されている者が7名、寡婦が1名である。イングランド人の子どもと思われる者には、父のステイタス（職業、所領）が記載されている。父親の多くはジェントリ以上の地位にあり、その職業は、外交官、政府高官、宮廷関係に関連するものである。例えば、France (i)s（ブレダ出生）とJames（ブリュッセル出生）の父はイングランドの大法官Edward Hydeである。Clement（アントワープ出生）、ElizabethとCharles（いずれもハーグ出生）の父、Sir Charles Cotterellはナイトで国王の儀典長（Master of Ceremonies）である。Thomas（パリ出生）、MaryとCharlotte（いずれもブルージュ出生）の父Thomas Elliottは、エスクワイアで国王の近習（Groome of his Majesties Bedchamber）である。Elizabeth（ブレダ出生）、Stephen（ブルージュ出生）、Charles（ブリュッセル出生）の父、Stephen Foxは、エスクワイアで宮廷役人（Clerk Controller to his Majesties Household）である²⁷。このような状況の背景には、チャールズ2世の大陸亡命に随行した者たちとその家族、内乱と共和政期に大陸に滞在した（国外居住を余儀なくされた）イングランド人の存在がある。彼らが大陸で結婚した、さらに（あるいは）子どもをもうけたため、王政復古後、彼らの帰国に伴って、その妻子たちの復権のための帰化が申請され、個別法が制定されているのである。子どもたちの出生地が異なっていることに、大陸における彼らの移動生活が垣間見られる。出生地が国王の支配領域外である以上、子どもたちは、法的には外国人である。そうであったとしても、感覚としてのナショナルリティは「イングランド人（の子ども）」であろうから、彼らを外国人として単純に分類す

ることは適当ではないであろう。そのことを踏まえた上で、記載されている出生地を区分してみると、オランダが40人、スペイン領ネーデルラントが26人、フランスが24人、ドイツが10人、イングランドが4人、デンマーク、スイス、モラビアが各1人となる²⁸。

この時期の帰化取得者の最も顕著な特徴は、外国出生のイングランド人の子どもが多いという点である。共和政から王政への変動がその直接的背景であることは明らかである。ただし、すべてがイングランド人を親に持つ子どもの復権とは言えない。職業が記載された大人の名前も見られるからだ。職業の記載はわずかで、外科医、聖職者、内科医、絹織物職人、書記が各1名である。彼らは、いわゆる外国人と判断してよい。別の記録から商人と確認できる者が3名いる。うち1名は、オランダ出身の商人Francis Tyssenである。彼は、ネーデルラント出身で、渡英後デニズンになったGillis Tyssenの孫にあたる。父のDanielは、プロテスタントであること、ロンドンに拠点を移したこと、オランダを支援しないことを理由に航海法のもとでの商取引の継続をクロムウェルに嘆願した人物である。Francisは、1649年27歳のときに渡英し、同年ロンドンのオランダ人教会でイングランド人の女性と結婚をしている。彼の帰化は、一度プロテクター政権下で法案化され、議会での審議を経て、1657年に護国卿の同意を得ている。それにもかかわらず、1660年に再度、帰化法の制定となっている²⁹。もう一人の商人Joseph Battailheyはボルドー出身で、国王にワインを納めていたワイン商の委託売買人であった。彼は、プロテスタントとして育ち、イングランドでの滞在が長く、イングランド人女性と結婚していることを理由に帰化を希望していたが、彼の帰化法は1648年に廃案とされている³⁰。内科医のPeter Richierも同様である。これらの例が示すごとく、外国人に対して、帰化が認められていないわけではなかった³¹。イングランド人の子どもの復権についても、プロテクター政権下での同意の後、1660年以降に帰化法が制定されているケースがある³²。これら一連のケースについては、単なる手続きの遅延というよりはむしろプロテクター政権下で推進された外国人への寛容策と帰化の認可を形式的に白紙に戻し、新しい体制下、本来の手続きのもので再認という意図があると考えべきであろう。その意味で1660年に制定された帰化法は、復権だけではなく、仕切り直しのための帰化法とみなしてよいのではないか。

子の復権、子どもの出生地、記載された職種について、1660年代の個別法には1660年同様の傾向が見て取れる³³。ここでは、それ以外の興味深いケースを紹介しておく。1662年の個別法番号65の帰化については、8人全員の年齢が記載されている。29歳から55歳、平均年齢38.8歳である。2名がフランドル出身、6名がフランス出身であり年齢から判断するなら、彼らの帰化は復権ではないであろう³⁴。1663年、ウェールズの地方司祭で神学者Robert Creightonの帰化が認められている。理由も年齢も明記されていないので、断定はできないが、スコットランド生まれの彼に本来なら帰化の必要はないはずである³⁵。この事例は、ブリテン内におけるイングランドの帰化の優位性を考えるうえで、示唆的である。

1670年代についても、帰化取得者の傾向に大きな変化はない。出身地におけるフランスの割合が増えていることは、指摘しておくべき特徴である。ただし、制度上の変化はあった。帰化法が成立に至らない理由に、宣誓の拒否、証明書の不備が挙げられている³⁶。帰化には宣誓と身分出生の証明が必要であった。ところが、1676年に「先の騒乱の期間中、外国において出生した陛下のイングランド臣民の子を帰化させるための法」が制定されたのである。法制定の理由として、王政復古から16年が経過したことにより、内乱開始以降、共和政下に国外居住を余儀なくされた者、海外で出生した子ども

について、その証明が容易ではなくなったことが挙げられている。1641年6月14日から1660年3月24日までの期間に、国王の支配領域以外で出生した生来の臣民の子ども、すなわち父母のいずれかが生来のイングランド人である者の子どもについては、7年以内に、聖餐、忠誠および国王至上の宣誓の手続きを行うことを条件として、帰化を認めるとの規定である³⁷。これ以降、子どもの復権を目的とした個別法による帰化は減少する。

帰化にさいして、信仰にふれた記載を2件確認できた。1件(1660年)はハーグ出生でThrorsway男爵Thomas Culpeper卿の細君レディMargarettのケースである。彼女については「善きプロテスタント」で「ロンドンのオランダ人教会において聖餐式を受けた」と記述がある。もう1件(1666年)は、ノルマンディ生まれで貴族の娘であるEsther Le Louのケースである。彼女は「(真の)プロテスタントの信仰」を信仰していると公言したとある³⁸。帰化であれば、本来は国教徒であることを求められるはずなので、彼女たちは例外的存在と考えるべきであろうか。

(2) デニゼイション

デニズンに関しては、1660—1664年が172人、1665—1669年が67人、1670—1674年が119人、1675—1679年が207人で、期間の合計は565人である。単年度で多いのは、1675年の147人である³⁹。前世紀のエリザベス女王の治世では1962人がデニズンとなっている。ジェームズ1世の治世では、デニゼイションが530人、チャールズ1世の治世では294人、共和政下では72人である⁴⁰。

1600年代で最も人数の多い1661年を中心に、1660年代と1670年代の記録とを比較しながら、この時期の特徴を検討する。1661年にデニズンになった58人中出身地がわかる者の出身地と人数は以下のとおりである。オランダが8名、スペインが7名、イタリアが2名、ドイツ、スイス、ノルウェー、ロシアが各1名である。残りは、「外国生まれ」、「海の向こう」と記述されている。職業については、スペイン出身者は商人である。ノルウェー出身者がseamanと記載されている。船員が5名、クラークが1名である。またこの年には、オランダ出身で内科医(医学博士)のGideon Harveyがデニズンとなっている。スペイン出身の兄弟Emanuel, Jacob, Alonso de Fonseca Mezaは申請の理由を「海上でのより安全な取引のため」としている。同じくスペイン商人であるDaniel Bueno Henriquezは、この王国の法に従うこと、外国人同様の関税やサブシディを支払うことを条件に、デニズンになることで商売上の特権を与えられると記載されている。本稿当該期間を通じて、デニズンに対して、外国人同様の関税や税金の支払いを要求する付帯条件が定型化している。同じくスペイン商人のSolomon Dorindo親子は、「罪を犯すことなく7年間ロンドンに居住し、商業活動によって多くの利益をもたらしている。それが間違いのないことを、公証人による証明書とともに嘆願をしている」と記載されており、デニゼイション付与のために国王、ホスト社会が求める事柄が示されている。Henry Barnesleyについては、ジェントルマンで82歳の彼の父親のJohnが「自分はロシアで34年間変わることなく王党派としてまたプロテスタントとして暮らしていた」と述べており、「ロシアで生まれた彼の子ども(Henry)と4人の孫のデニゼイション」を国王に嘆願している。Henry Barnesleyたちは1651年に帰化を申請するも、法案は廃案になってしまった。このケースは、デニゼイションには珍しいイングランド人の子の復権にあたるケースであろう。プロテスタントに加えて「王党派」であることを主張しながら、国王に嘆願しているのはこれまでの時期には見られないことである⁴¹。

1660年代を通じて記載される職業は、船員、漁民、航海士、浮き彫り細工師、商人、宝石商、医師

である。職業記載のない者が圧倒的に多い状況にあって、断言は避けなければならないが、これらの職種に従事する外国人が重要視されていた、もしくはデニズンになることが必要とされたと考えられる。居住地、出身地については、ジャマイカ、バルバドスやアンティグア諸島の記述が見られることは⁴²、カリブ海植民地の発展の影響であろう。1669年にはHans PetersonとBenjamin Bensonのケースにいずれも治安判事の前で忠誠と国王至上の宣誓を行ったとの記録がある。デニゼーションでは珍しい事例である。これまでも、プロテスタントであること、イングランドでの滞在年数が長く、イングランド人の家族がいることが付与の理由（取得の動機）であった。1662年にデニズンとなったポーランド生まれのJacob Aslonnowichも同様であるが、彼の場合は「国教会のプロテスタント」との記載がある⁴³。他に事例がないので、断定できないが、非国教徒への風当たりの強さを受けてのことであろう。

1670年代に入っても、ジャマイカやバルバドスの商人がそのことを明記される傾向は続く。1670年代始めには、記載される出身地にフランスが散見されるのは帰化同様である。記載されている彼らの職業は、時計職人、織物職人、仕立工で、ウェストミンスターやシティのリヴァティなど、外国人が多く住む地域に居住している⁴⁴。フランスではルイ14世の新政開始以降、フランスでのユグノーへの締め付けが厳しくなっており、1660年以降大陸からイングランドに逃れてくる人が徐々に増加してくる時期である⁴⁵。1674年のJohn Dickson（ロンドンのSt. Martins in the Fieldsに居住）はスコットランド人であるにもかかわらず、デニズンを申請している。ナショナリティの原則から言えば、生まれながらのイングランド人と同じ権利を享受できるはずである。明記されていないが、ブリテン島以外の出生と推測できる⁴⁶。1674年から1676年にかけては、45人、147人、36人とデニズンの人数が多いのであるが、全員「海外生まれ、よそ者同様の関税を支払うこと」と記載されている。1675年の9月以降は、デニズンが「本人とその相続人に対しても同様」との記載になっている。Aron Baron Louzada、John Brewer他7名については、家族がいるなら、家族を6ヶ月以内にイングランドに移動させることとの但し書きがある⁴⁷。1676年、John Argens van Hamm は、ハーグで彼が行っていたイングランドにはない技術によるタイルや陶磁器、その他陶器の製造をイングランドで行うために、デニズンとして家族とともにイングランドに招聘されている。彼には、偽物を製造している人物がいる疑いのある店舗や家屋等を調査する権限が与えられたようである⁴⁸。1676年から翌年にかけて、Anglebret VerelingやPeter Henriquesら4名に、イングランドの住人になることや居住を認めるものの、船長もしくは船員であった場合には、勅許状を無効とするとの但し書きがある⁴⁹。

デニゼーションはその地位の性質上、申請者に外国出生のイングランド人の子どもが含まれている可能性は極めて少ないと予想されるので、その対象者は概ね外国人と考えて差し支えないであろう。16世紀後半に比べると、概してその数は減少する。帰化とデニゼーションの区別が明確化される中、それにもかかわらず、デニゼーションが継続的に付与されていることは、それが17世紀半ばにおいても、外国人のための措置として一定の必要性を有していたことを示している。第二次英蘭戦争が終結した翌年の1668年に、デニゼーションが前年の9人から20人（69年は22人）に増加していることから、1675年に増加する理由の一つは、前年にオランダとの戦争が終結し、オランダ出身者の招聘や受け入れが容易になったためと考えられる。出身地や職業が明記されない傾向にあって、船舶関係と西インド諸島に関する記述の存在は、17世紀半ばのイングランドのオランダへの姿勢、制海権や海運（海軍）への関心の高さ、その植民地政策が、外国人の法的地位にも反映されえることを示唆する。

4. 結論にかえて

17世紀前半にはスコットランド人をその主な対象としてきた帰化は、王政復古開始後20年間はその対象を、海外出生のイングランド人の妻子とし、イングランドにおける彼らの「ナショナリティ」とそれに付随する権利の復権を達成する装置として機能していた。17世紀前半に帰化とデニゼーションの区分がなされて以降、帰化はブリテン島内の他者の臣民化、もしくは海外出生のイングランド人の子どもの復権のために認められてきた。しかし、当時の社会変動を受けての后者の数の増加は、復権が当該時期の帰化の最も顕著な特徴とみなすことを可能にする。この時期は、忠誠と国王至上の宣誓に加え、親に関する情報が必要とされたことや、1676年の帰化法制定から、元来の原則である出生地主義に加えて、血統も重視した選別が行われていたと見ることもできよう。

その一方で、J.Selwoodも指摘するように、1660年代以降、1650代から続く外国人に対しての帰化が増加している。史料上では明確な区別がされていないので、人数を確定することはできないが、名前や系譜から外国人、外国人の子どもと判断可能な者が散見されることは、本稿でもその事例を見てきたとおりである。1664年に一般帰化法が議会に提案されていることは、帰化が外国人誘致・受容のための装置として認識されていることの証左でもあろう⁵⁰。その一方で、中間的な地位であるデニゼーションが、外国人の身分や権利保障の手段として機能し続けたこともまた事実である。帰化とデニゼーションが、この時期以降も果たす機能と両者の補完性は明らかにされなければならない。

今回の予備分析を通じて、この時期の帰化とデニゼーションに関してその特徴を明らかにした。他の史料とクロスリファレンスさせながら、社会的・歴史的なコンテクストに則して、分析結果に基づく考察のさらなる深化を目指すことが求められる。17世紀から18世紀初頭までの、帰化制度とその実態の長期的・体系的な理解が必要である。とくに、一般帰化法をめぐる議論と帰化やデニゼーションの相互作用、ロンドン市のような地域社会にとっての外国人受容の問題、イングランド生まれの外国人の子どもの問題などは、自己の画定や他者の差異化を考えるうえで、解明されるべき今後の課題である。

- 1 Lien B. Luu, “Natural-Born versus Stranger-Born Subjects: Aliens and their Status in Elizabethan London”, in Nigel Goose and Lien B.Luu, (eds.), *Immigrants in Tudor and Early Stuart England*, Sussex Press, 2005, pp.57-75 (以下、Luu, “Natural-Born versus Stranger-Born Subjects”と略す)。Lien B.Luu, *Immigrants and the Industries of London, 1500-1700*, Ashgate, 2005, pp.142-146, 153-162 (以下、Luu, *Immigrants and the Industries of London*と略す)。Irene Scouloudi, *Returns of Strangers in the Metropolis 1593, 1627, 1635, 1639*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol.57 (1985), pp.1-13. (以下、*H.S.Q.*, Vol.57 と略す)。
- 2 Daniel Statt, *Foreigners and Englishmen ; The Controversy over Immigration and Population, 1660-1760*, London, 1995。須永隆「イングランド名誉革命前後の移民受け入れの論理と拒絶の論理——重商主義政策下のプロテスタント亡命難民——」『亜細亜大学 経済学紀要』第24号、第2・3号、7-40頁。
- 3 柳井健一『イギリス近代籍法史研究』日本評論社、2004年、86-90頁。
- 4 17世紀前半の移民研究としては以下のものがある。Charles Littleton, “Acculturation and the French Church of London, 1600-circa1640”, in B. Van Ruymbeke and R.J.Sparks (eds.), *Memory and Identity; The Huguenots in France and the Atlantic Diaspora*, South Carolina U.P., 2003, pp.90-109。O. P. Grell, *Dutch*

- Calvinists in Early Stuart London: The Dutch Church in Austin Friars, 1603-1642*, Leiden, 1989. Bernard Cottret, *The Huguenots in England: Immigration and Settlement c.1550-1700*, Cambridge U.P., 1991.
- 5 中川順子「一七世紀前半のイングランドにおける帰化取得者とデニズン」『熊本大学文学部論叢』第100号、2009年、69-80頁。中川順子「複合国家と帰化」岩井淳編『複合国家イギリスの宗教と社会』ミネルヴァ書房、2012年（近日刊行）。
- 6 7 Ann,c.5. (1708).
- 7 W.A.Shaw (ed.), *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England, 1603-1700*, Huguenot Society of London Quarto Series, Vol.18, 1911（以下、*H.S.Q.*, Vol.18と略す）。
- 8 denizen (denization) には従来、国籍取得者（国籍取得）、在留許可者（在留許可）という訳語が用いられてきた。しかしながら、どちらの訳語もdenizenの性質を的確に表現しているとは言い難いため、本稿ではデニズン、デニゼイションとカタカナ表記を用いる。
- 9 *H.S.Q.*, Vol.57, pp.1-8. Luu, “Natural-Born versus Stranger-Born Subjects”, p.57. Luu, *Immigrants and the Industries of London*, pp.144-145.
- 10 J.Mervyn Jones, *British Nationality Law*, Oxford, 1956 (the first ed., 1947), pp.31-32. William Holdsworth, *A History of English Law*, Vol. IX, London, 1926, rep., 1966, pp.72-74.
- 11 小林麻衣子「ジェイムズ一世の「グレイト・ブリテン王国」構想」指昭博編、『王はいかに受け入れられたか——政治文化のイギリス史——』刀水書房、2007年、78-97頁。柳井、前掲書、39頁。
- 12 Coke Report 14b, 77 ER pp.384, 394 [http://www.uniset.ca/naty/maternity/77ER377.htm, 2011/6/30]. Ann Dummett and Andrew Nicol, *Subjects, Citizens, Aliens and Others*, London, 1990, pp.59-63. 柳井、前掲書、37-71頁。
- 13 Brian P. Levack, *The Formation of the British State: England, Scotland, and the Union 1603-1707*, Oxford, 1987, pp.183-184.
- 14 7 Jac.I,c.2. (1609) in *The Statutes of the Realm: Printed by Command of His Majesty King George the Third*, Vol.4, London, 1819, p.1157. 訳については、柳井、前掲書、125頁を参照した。
- 15 James H.Kettner, *The Development of American Citizenship, 1608-1870*, The University of North Carolina Press, 1978, p.67.
- 16 “An Act for Repeal of Several Clauses in the Statutes of 1^o Eliz.: and 3^o Jacobi Touching the Oaths of Allegiance, Obedience and Supremacy”, [9 February, 1649], “An Act for the form of an Oath to be Administered to Every Freeman at his Admission to his Freedom in the City of London, and in All Cities, Boroughs and Towns Corporate in England and Wales”, [10, February, 1649] in C.H. Firth and R.S. Rait (eds.), *Acts and Ordinances of the Interregnum, 1642-1660*, Vol.2, London, 1911, pp.1-2 [http://www.british-history.ac.uk, 2011/6/30].
- 17 Ann Dummett and Andrew Nicol, *op.cit.*, p.68.
- 18 “An Act Declaring and Constituting the People of England to be a Commonwealth and Free-State”, [19, May, 1649], in C.H. Firth and R.S. Rait (eds.), *op.cit.*, p.221 [http://www.british-history.ac.uk, 2011/6/30] を閲覧した。
- 19 Ann Dummett and Andrew Nicol, *op.cit.*, p.68.
- 20 1657年6月8日に庶民院を法案が通過したHenry Steymer他複数名の帰化法に関して、庶民院の議事録には、“That this bill shall pass for a Law. That this bill be offered to his Highness the Lord Protector, for his Consent” とある。6月26日に護国卿の同意を得て、帰化が認められている。*Journal of the House of Commons*, Vol.7, 1651-1660, London, 1802, pp. 549, 579. デニゼイションについては、1656年2月28日

- 付けの開封勅許状が護国卿の名前で作成されている。Letters Patent of naturalization granted to Philip Up de Beake and others; born in the Netherlands and resident in London, 28 Feb., 1656.
- 21 Ann Dummett and Andrew Nicol, *op.cit.*, p.68.
- 22 *Ibid.*, p.68.
- 23 柳井はSir William Holdsworthの「法制史家は内乱の時期を簡単に通過せねばならない……その立法はすべて王政復古時に一掃されたから」という言葉を紹介している。柳井、前掲書、62-63頁。訳文を一部変更している。
- 24 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.75-121. D.Stattは、1660年代の帰化取得者を340人、1670年代を140人とし、期間全体で480人であると概算している。Statt, *op.cit.*, p.35. 帰化に関しては、個別法の間で名前の重複が数例見られる。これらの検討と精査については、次回の課題としたい。
- 25 中川順子「近世イングランドにおける外国人の法的地位——16世紀の事例を中心に——」、『待兼山論叢』第34号史学編、2000年、11頁（以下、中川『法的地位』と略す）。*H.S.Q.*, Vol.18, pp.1-49, 52-65, 69-74.
- 26 *Ibid.*, pp.75-79.
- 27 *Ibid.*, pp.75-76.
- 28 *Ibid.*, pp.75-79. 出身地の地域分類は、以下に準じている。*H.S.Q.*, vol.57, pp.107-108.
- 29 *Ibid.*, pp.75-79. Tyssenについては、*Ibid.*, p.71. R.Weinstein, “The Tyssens——Lords of the Manor Hackney: from Stranger to English Landowners”, *Proceedings of the Huguenot Society of Great Britain & Ireland*, Vol.26, no.2, pp.257-263. もう一人の商人はNicholas Vanackerである。彼は1660年にデニズンにもなっている。*H.S.Q.*, Vol.18, p.79.
- 30 *Ibid.*, pp.61, 77.
- 31 外国人商人の子どもであることを理由に同じ法案とすることに物言いがつき、イングランド人商人からの批判を避けるために、外国人については、別の法案とされることもあった。*Ibid.*, p.85.
- 32 例えば、Constant and Peter Silvesterのケースである。彼らの帰化は1656年に護国卿の同意を得ているが、1660年に帰化法が議会を通過している。*Ibid.*, pp.69, 77, 79.
- 33 1666年のHenry Thruscross 7歳は、東インドのセレベス島生まれである。帰化した者の出生地で大陸以外の事例である。*Ibid.*, p.98. 職業については、親の場合は宮廷関係者、外国人の場合は医師、神学者、宝石商が散見される。他に、gun maker, gold beater, iron pot maker, 薬剤師が各1名いる。本人がジェントルマン、ナイト、エスクワイアという肩書きをもつケースもある。*Ibid.*, pp.77, 81-82, 98, 91, 105, 122.
- 34 *Ibid.*, p.83.
- 35 *Ibid.*, p.90
- 36 例えば、1667年や1673年のケースである。*Ibid.*, pp.100, 107.
- 37 29 Car.II, c.6. (1676) in *The Statutes of the Realm: Printed by Command of His Majesty King George the Third*, Vol.5, N.Y., 1993, p.847. 訳文は柳井、前掲書、126頁を参照した。1660年から1680年までに、ナショナルリティや帰化にかかる制定法は2件確認できるが、もう1件は、1663年に制定された「亜麻布およびタペストリー製造を奨励するための法」である。亜麻布の自国生産を振興、奨励するために、海外から職人を招聘することがこの法律の目的であった。当該織物の貿易または製造を開始し、3年間従事した外国人には、忠誠および国王至上の宣誓を行うことで、帰化が認められるという内容である。帰化を経済振興策の手段とした事例である。この時点では信仰条項がまだ維持されており、非国教徒に門戸が開かれていたわけではなかった。この法によって、どの程度の外国人が

- 帰化をしたのかは不明である。15 Car.II, c.15. (1663) in *Ibid.*, p.498.
- 38 *H.S.Q.*, Vol.18, pp.75, 97.
- 39 *Ibid.*, pp.75-122. Stattは、1660年代は248人、1670年代は278人、計528人と概算している。Statt, *op.cit.*, p.35.
- 40 中川 『法的地位』、11頁。*H.S.Q.*, Vol.18, pp.1-49, 52-65, 69-74.
- 41 *Ibid.*, pp.86-87.
- 42 *Ibid.*, pp.88-89, 93, 98, 101-102.
- 43 *Ibid.*, p.89. 1661年のフランス生まれのGeorge Gosselinのケースでは「プロテスタントの信仰を公言した」とだけ記載されている。*Ibid.*, p.88.
- 44 ジャマイカ、バルバドスの商人たちは、各島の総督の前で宣誓を行った。*Ibid.*, pp.107-108.
- 45 R.D.Gwynn, *Huguenot Heritage*, Routledge, 1985. rep., 2001, p.44.
- 46 *H.S.Q.*, Vol.18, p.110.
- 47 本人と家族が移動するまでこのグラントは効力をもたないとの記述がある者もいる。*Ibid.*, pp.116, 119.
- 48 *Ibid.*, p.116.
- 49 *Ibid.*, p.117.
- 50 Jacob Selwood, *Diversity and Difference in Early Modern London*, Ashgate, 2010, p.113. Caroline Robbins, “A Note on General Naturalization under the Later Stuarts and a Speech in the House of Commons on the Subject in 1664”, *Journal of Modern History*, Vol.34, 1962, pp.168-177.

本研究は「平成23年度 学術研究助成基金助成金 若手研究（B）課題番号23720367」ならびに「熊本大学平成23年度若手研究者支援制度インセンティブ」による研究成果の一部である。